

簡 易 ガ ス 各 種 料 金 表

2 0 2 6 年 7 月 1 日 実 施

米子瓦斯株式会社
(H 0 0 0 8)

目 次

I 簡易ガス料金の適用	1
1. 適 用	1
2. 用語の定義	1
II 各種料金表	2
1. 富益団地	2
2. 境ニュータウン	6
3. ロイヤルヴァンペール大山	1 0
4. 河崎団地	1 2
別 表	1 4
第 1. 調整単位料金の適用基準及び基準平均原料価格 (II の 1 から 4 の供給地点群に適用)	1 4

I 簡易ガス料金の適用

1. 適 用

- (1) 当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金は、この簡易ガス各種料金表(以下「この料金表」といいます。)を適用いたします。
- (2) この料金表は、Ⅱの1から5の供給地点群に適用いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準及び基準平均原料価格は、別表第1を適用いたします。

2. 用語の定義

この料金表において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用ガスコージェネレーションシステム」… エネルギー源としてガスを使用し、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱伝供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」… 居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」… 居住する部分と居住者が店舗・作業場・事務所などの業務に使用するための部分を一つの建物内に併せもつ住宅をいいます。

Ⅱ 各種料金表

1. 供給地点群名：富益団地

— 供給地点 —

鳥取県米子市大崎									
(個別住宅)									
2246-5	2275-5	2275-6	2275-7	2275-8	2275-9	2275-10	2275-11	2275-12	2275-13
2275-14	2275-15	2275-16	2275-17	2275-18	2275-19	2275-20	2275-21	2275-22	2275-23
2275-24	2275-25	2275-26	2275-27	2275-28	2275-29	2275-30	2275-31	2275-32	2275-33
2275-34	2275-35	2275-36	2275-37	2275-38	2275-39	2275-40	2275-41	2275-42	2275-43
2275-44	2275-45	2275-46	2275-47	2275-48	2275-49	2275-50	2275-51	2275-52	2275-53
2275-54	2275-55	2275-56	2275-57	2275-58	2275-60	2275-61	2275-62	2275-63	2275-64
2275-65	2275-66	2275-67	2275-68	2275-69	2275-70	2275-71	2275-72	2275-73	2275-74
2275-75	2275-76	2275-77	2275-78	2275-79	2275-80	2275-81	2275-82	2275-83	2275-84
2275-85	2275-86	2275-87	2275-88	2275-89	2275-90	2275-91	2275-92	2275-93	2275-94
2275-95	2275-96	2275-97	2275-98	2275-99	2275-100	2275-101	2275-102	2275-104	2275-105
2275-106	2275-107	2275-108	2275-109	2275-110	2275-111	2275-112	2275-113	2275-114	2275-115
2275-116	2275-117	2275-118	2275-119	2275-120	2275-121	2275-122	2275-124	2275-125	2275-126
2275-127	2275-128	2275-135	2275-136	2275-137	2275-138	2275-139	2275-140	2275-142	2275-143
2290-47	2290-48	2290-49	2290-50						
(集合住宅)									
県営住宅	1～88号、集会所								
市営住宅	57R-1棟	101～104、201～204、301～304、401～404							
	57R-2棟	101～104、201～204、301～304、401～404							
	57T-1棟	1～4							
	57T-2棟	5～8							
	58R-1棟	101～104、201～204、301～304、401～404							
	58T-1棟	9～12							
	58T-2棟	13、14							
	58T-3棟	15～18							
	集会所								
雇用促進住宅	1号棟	101～108、201～208、301～308、401～408、501～508、管理棟、集会所							
	2号棟	101～108、201～208、301～308、401～408、501～508							
鳥取県米子市富益町									
4412-18	4412-19	4412-20	4412-21	4412-22	4412-23	4412-24	4412-25	4412-26	4412-27
4412-28	4412-29	4412-30	4412-32	4412-33	4412-34	4412-36	4412-37	4412-38	4412-39
4412-40	4412-41	4412-42	4412-43	4412-44	4412-45	4412-46	4412-47	4412-48	4412-49
4412-50	4412-51	4412-52	4412-53	4412-54	4412-55	4412-56	4412-57	4412-58	4412-60
4412-61	4412-62	4412-63	4412-64	4412-65	4412-66	4412-70	4412-73	4412-74	4335-4
4335-5	4335-6	4335-7	4335-8	4335-9	4335-12	4335-13	4413-5	4413-6	4413-7
4413-8	4413-9	4413-10	4413-11	4413-12	4413-13	4413-14	4413-15	4413-16	4413-18
4413-20	4413-21	4413-24	4413-26	4413-27	4413-28	4413-30	4413-31	4413-32	4413-33
4413-34	4413-35	4413-36	4413-37	4477	4477-63	4477-64	4477-65	4477-66	4477-67
4477-68	4477-69	4477-70	4477-74	4477-75	4477-76	4477-77	4477-78	4477-79	4477-80
4477-81	4477-82	4477-83	4477-84	4477-85	4477-86	4477-87	4477-88	4477-89	4477-90
4477-91	4477-92	4477-93	4477-94	4477-95	4477-96	4477-97	4477-98	4477-99	4477-100
4477-101	4477-102	4477-103	4477-104	4477-105	4477-106	4477-107	4477-108	4477-109	4477-110
4477-111	4477-112	4477-113	4477-114	4477-115	4477-116	4477-117	4477-118	4477-119	4477-120
4477-121	4477-122	4477-123	4477-124	4477-125	4477-127	4477-128	4477-129	4477-130	4477-131
4477-132	4477-133	4477-134	4477-135	4477-136					

鳥取県米子市彦名町

6641-2	6641-3	6641-4	6641-5	6641-6	6646-3	6646-4	6646-7	6646-8	6646-10
6646-11	6646-12	6646-14	6646-15	6646-16	6646-17	6646-18	6646-19	6646-20	6646-21
6646-22	6646-23	6646-24	6646-25	6646-26	6646-27	6646-28	6646-29	6646-31	6646-32
6646-33	6646-34								

供給地点数 5 5 9

(1) 一般ガス料金

— 適 用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料 金 表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	984.90円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	586.09円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,479.50円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	5 2 4 . 2 7 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2 , 4 3 2 . 2 1 円
---------------------	-------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	4 9 2 . 5 1 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 家庭用コージェネレーション料金

— 適 用 —

お客さまは、家庭用コージェネレーションシステムを、家庭用の専用住宅又は併用住宅でご使用される場合で、システムの定格発電出力（機器容量）が 5 k W 未満である場合には、当社に対して家庭用コージェネレーション料金の適用を申し込みいただくことができます。

— 契 約 —

1. お客さまは、所定の申込書により料金の適用を申し込んでいただきます。
2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として 1 2 か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさらに 1 年間継続するものとし、以降も同様といたします。
3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません（4 において同じ）。
4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金（一般ガス料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

— 料 金 表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	9 8 4 . 9 0 円
--------------------	---------------

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	5 4 3 . 8 7 円
-------------	---------------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2 , 6 4 7 . 5 7 円
--------------------	-------------------

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 3 6 . 0 3 円
-------------	---------------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

2. 供給地点群名：境ニュータウン

— 供給地点 —

鳥取県境港市渡町							
3 6 0 2	3 6 0 3	3 6 0 4	3 6 0 5	3 6 0 6	3 6 0 7	3 6 0 8	3 6 0 9
3 6 1 0	3 6 1 1	3 6 1 2-1 0		3 6 1 2-1 1	3 6 1 5	3 6 1 5-1	3 6 1 5-2
3 6 1 5-3	3 6 1 9	3 6 2 0	3 6 2 1	3 6 2 5	3 6 2 6	3 6 2 7	3 6 2 7-1
3 6 2 7-2	3 6 2 7-3	3 6 2 7-4	3 6 2 8	3 6 2 9	3 6 3 0	3 6 3 1	3 6 3 2
3 6 3 3	3 6 3 4	3 6 3 5	3 6 3 6	3 6 3 7	3 6 3 8	3 6 3 9	3 6 3 9-1
3 6 4 0	3 6 4 1	3 6 4 2	3 6 4 3	3 6 4 4	3 6 4 5	3 6 4 6	3 6 4 8
3 6 4 9	3 6 5 0	3 6 5 1	3 6 5 2	3 6 5 3	3 6 5 4	3 6 5 5	3 6 5 6
3 6 5 8	3 6 5 9	3 6 6 0	3 6 6 1	3 6 6 2	3 6 6 3	3 6 6 8	3 6 6 9
3 6 7 0	3 6 7 1	3 6 7 2	3 6 7 3	3 6 7 7	3 6 8 0	3 6 8 2	3 6 8 3
3 6 8 4	3 6 8 5	3 6 8 6	3 6 8 7	3 6 9 0	3 6 9 1	3 6 9 2	3 6 9 3
3 6 9 4	3 6 9 5	3 6 9 6	3 6 9 7	3 6 9 8	3 6 9 9	3 7 0 0	3 7 0 1
3 7 0 3	3 7 0 4	3 7 0 5	3 7 0 6	3 7 0 7	3 7 0 8	3 7 0 9	3 7 1 0
3 7 1 2	3 7 1 3	3 7 1 4	3 7 1 5	3 7 1 6	3 7 1 7	3 7 1 8	3 7 1 9
3 7 2 0	3 7 2 1	3 7 2 2	3 7 2 3	3 7 2 5	3 7 2 6	3 7 2 7	3 7 2 8
3 7 2 9	3 7 3 0	3 7 3 1-2	3 7 3 2	3 7 3 4	3 7 3 5	3 7 3 6	3 7 3 7
3 7 3 8	3 7 3 9	3 7 4 0	3 7 4 1	3 7 4 2	3 7 4 4	3 7 4 6	3 7 4 8
3 7 4 9	3 7 5 0	3 7 5 1	3 7 5 2	3 7 5 3	3 7 5 6	3 7 5 7	3 7 5 8
3 7 6 0	3 7 6 1	3 7 6 2	3 7 6 4	3 7 6 5	3 7 6 9	3 7 7 0	3 7 7 2
3 7 7 3	3 7 7 5	3 7 7 6	3 7 7 7	3 7 7 8	3 7 7 9	3 7 8 0	3 7 8 1
3 7 8 2	3 7 8 4	3 7 8 5					

供給地点数 1 5 4

(1) 一般ガス料金

— 適 用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料 金 表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	952.11円
------------------	---------

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	663.48円
------------	---------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,424.50円
------------------	-----------

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	604.43円
------------	---------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,349.82円
------------------	-----------

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	573.59円
------------	---------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 家庭用コージェネレーション料金

— 適 用 —

お客さまは、家庭用コージェネレーションシステムを、家庭用の専用住宅又は併用住宅でご使用される場合で、システムの定格発電出力（機器容量）が5kW未満である場合には、当社に対して家庭用コージェネレーション料金の適用を申し込みいただくことができます。

— 契 約 —

1. お客さまは、所定の申込書により料金の適用を申し込んでいただきます。
2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません（4において同じ）。
4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金（一般ガス料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

— 料 金 表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	952.11円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	543.87円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 6 1 4. 7 8 円
--------------------	-----------------

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 3 6. 0 3 円
-------------	--------------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の2 3により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 供給地点群名：ロイヤルヴァンベール大山

— 供給地点 —

鳥取県西伯郡伯耆町丸山 1 6 4 7 - 1 6						
1 - 1 0 1	～	1 - 1 1 0	1 - 2 0 1	～	1 - 2 1 0	1 - 3 0 1
1 - 4 0 1	～	1 - 4 1 0	1 - 5 0 1	～	1 - 5 1 0	1 - 6 0 1
管理人室						
2 - 2 0 1	～	2 - 2 0 4	2 - 3 0 1	～	2 - 3 0 7	2 - 4 0 1
2 - 5 0 1	～	2 - 5 0 7	2 - 6 0 1	～	2 - 6 0 7	

供給地点数 92

(1) 一般ガス料金

— 適用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料金表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 254. 69円
------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	672. 12円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 346. 12円
------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	6 6 0 . 6 9 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 供給地点群名：河崎団地

— 供給地点 —

鳥取県米子市河崎	
1736-1	
市営48R-1	101～106、201～206、301～306、401～406
市営48R-2	101～106、201～206、301～306、401～406
1737-1	
市営49R-2	101～106、201～206、301～306、401～406
1737-3	
市営50R-1	101～106、201～206、301～306、401～406
1737-4	
市営50R-2	101～106、201～206、301～306、401～406
1737-5	
市営	149～172
1738	
市営	1～70、77～88、集会所1F、2F
1747	
市営	89～148
1748-3	
市営47R-1	101～106、201～206、301～306、401～406
1748-4	
市営49R-1	101～106、201～206、301～306、401～406

供給地点数 336

(1) 一般ガス料金

— 適 用 —

当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合は、一般ガス料金を適用いたします。

— 料 金 表 —

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使

用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 3 0 3. 8 3 円
---------------------	-----------------

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	5 6 4. 9 0 円
-------------	--------------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 9 6 8. 3 4 円
---------------------	-----------------

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	4 8 1. 8 3 円
-------------	--------------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	5, 9 0 3. 3 7 円
---------------------	-----------------

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 5 0. 6 5 円
-------------	--------------

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款の 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

別表第 1

調整単位料金の適用基準及び基準平均原料価格

1. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 基準平均原料価格は、次のとおりといたします。

基準平均原料価格（トン当たり） 88,310 円